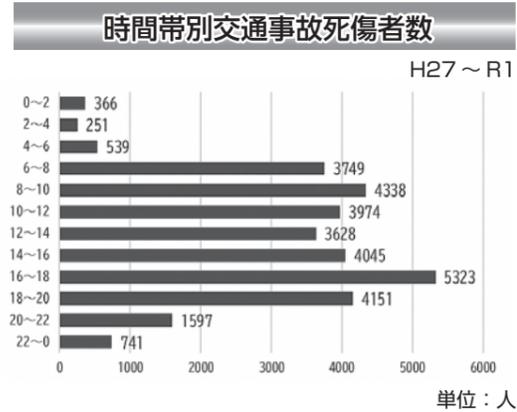


運動の重点

③ 夕暮れ時と夜間の交通事故防止と飲酒運転等の危険運転の防止

○家庭では

- 保護者は子供に対し、暗くなる前に帰宅するよう教えましょう。
- 高齢者が外出する際には、用件はなるべく日中に済ませるよう促しましょう。
- 子供が夕暮れ時や夜間に外出する場合は、運転者から発見されやすいように、子供に**明るい目立つ色の服装**をさせ、**夜光反射材**を着用させましょう。
- 高齢者にも、**明るい目立つ色の服装**や**夜光反射材**を身につけるよう「声かけ」をしましょう。



○運転者は

- 夕暮れ時の**早めのライト点灯**、**原則上向きライト**と**こまめなライトの切替え**を実践し、歩行者や自転車等との衝突事故を防止しましょう。
- 飲酒運転・あおり運転は絶対にやめましょう。**重大な交通事故につながる危険な運転です。

他の自動車の通行を妨害する目的で、道路における交通の危険を生じさせるおそれのある方法で**あおり運転**※をした場合、**3年以下の懲役又は50万円以下の罰金**となり、**免許が取り消されます。**

さらに、高速道路等で他の自動車を停止させ、道路における著しい交通の危険を生じさせた場合は、**5年以下の懲役又は100万円以下の罰金**となります。

※通行区分違反、急ブレーキ禁止違反、車間距離不保持、追越し違反、クラクションをしつこく鳴らす等の一定の違反



○職場では

- 朝礼や打合せの際、**飲酒運転・あおり運転をさせないよう指導**を徹底しましょう。
- 「**飲んだら乗らない、乗るなら飲まない。**」を徹底し、予め運転者を決めておく「**ハンドルキーパー運動**」を推進しましょう。
- アルコールチェッカーを活用し、二日酔い運転も絶対にやめましょう。



ハンドルキーパー

令和2年

秋の全国交通安全運動

期間 **9月21日(月)から9月30日(水)までの10日間**

○交通事故死ゼロを目指す日 **9月30日(水)**

運動の
スローガン
夕暮れの
一番星は
反射材

反射材確認!お先にどうぞ!

反射材!安全確認! ライト点灯安全運転

秋の全国交通安全運動

9月30日 水は「交通事故死ゼロを目指す日」です

令和2年9月21日(月)～9月30日(水)

子供を始めとする歩行者の安全と自転車の安全利用の確保
 高齢運転者等の安全運転の励行
 夕暮れ時と夜間の交通事故防止と飲酒運転等の危険運転の防止

内閣府

年間スローガン
みんながね
ルール守れば
ほら笑顔

運動の重点

- 1 子供を始めとする歩行者の安全と自転車の安全利用の確保
- 2 高齢運転者等の安全運転の励行
- 3 夕暮れ時と夜間の交通事故防止と飲酒運転等の危険運転の防止



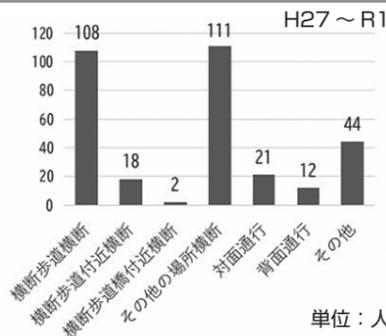
運動の重点

1 子供を始めとする歩行者の安全と自転車の安全利用の確保

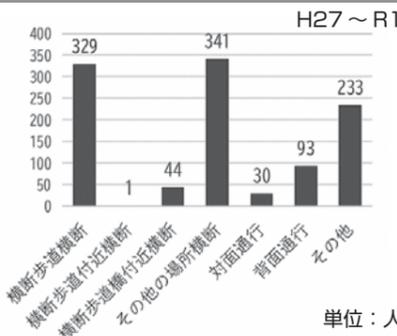
○家庭・地域では

- 道路を横断する際は**無理な横断をしない**こと、近くに横断歩道がある場合は、必ず横断歩道を渡ることを家族ぐるみで実践しましょう。
- 左右の安全を十分に確認し、近づく車が見えたら通り過ぎるのを待って横断しましょう。
- 通学路等、子供や高齢者が日常的に移動する経路での見守り活動に協力しましょう。

子供の歩行中交通事故死傷者数



高齢者の歩行中交通事故死傷者数



○自転車の運転者は

- 「**福島県自転車安全利用五則**」を守りましょう。
- 自転車は道路交通法の「車両」です。他の車両の通行を妨害する目的で幅寄せ、進路変更、ベルをしつこく鳴らす等の危険な運転を行うと、**妨害運転(あおり運転)**として摘発の対象となります。
- 自転車を安全な状態で利用するとともに、被害者救済のための**自転車損害賠償責任保険**に加入しましょう。もし交通事故を起こし、相手にけがをさせれば、高額な損害賠償を求められることがあります。
- 幼児を幼児用補助いすに乗せる際には、**ヘルメット及びシートベルトを着用**させましょう。

○学校等では

- 「**福島県自転車安全利用五則**」等を活用し、交通ルール・マナーを周知しましょう。
- 幼児や児童が信号機のない横断歩道を渡る際には、周囲の安全を十分に確認することや、**横断禁止場所での横断をしない**ことを指導しましょう。



並進の禁止



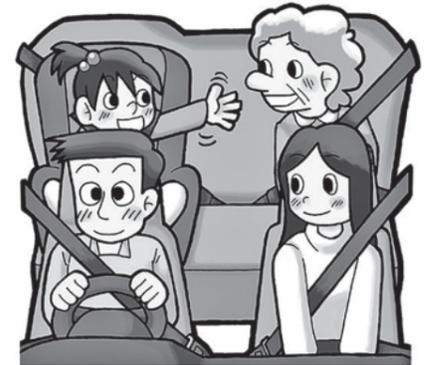
二人乗りの禁止

- 1 自転車は、**車道が原則**、歩道は例外
- 2 車道は**左側を通行**
- 3 歩道は**歩行者優先**で、車道寄りを徐行
- 4 **安全ルール・マナーを守る**
 - ・飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - ・夜間はライトを点灯・反射材着装
 - ・交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
 - ・運転中の携帯電話・ヘッドホン使用※、傘差し運転の禁止
- 5 被害軽減のため**ヘルメット着用**に努める
※スマートフォン・イヤホンも含む

2 高齢運転者等の安全運転の励行

○家庭では

- 加齢等に伴い運転に不安が生じる高齢者と、**安全運転相談窓口#8080** (シャープハレバシ) の利用や、**運転免許証の自主返納**について話し合いましょう。
- 後部座席を含めた**全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの着用**を習慣づけましょう。



○職場では

- ながら運転をさせない**よう指導を徹底しましょう。
- 朝礼や打合せ等で、後部座席を含めた**全ての座席にシートベルトの着用義務**があることを指導しましょう。
- タクシーや観光バスなどの旅客事業者は、出発前にシートベルトの着用を乗客に呼びかけましょう。

○運転者は

- 自らシートベルトを正しく着用するとともに、後部席を含む同乗者**全員にシートベルトとチャイルドシート**を正しく着用させましょう。
- 横断歩道は歩行者が優先**です。横断歩道の付近では速度を落とし、横断歩道や自転車横断帯を渡ろうとする歩行者や自転車を見かけたら、**必ず一時停止**してください。
- 高齢者が運転する車を見かけた時や、車線変更・合流時など、車同士で**思いやり・ゆずり合い**の気持ちを持って運転しましょう。
- 高齢運転者は、サポカーS※等を活用した参加・体験・実践型の交通安全教室に参加し、加齢に伴う自己の運動・運転能力の変化に応じた安全運転を行いましょう。
- ながら運転は絶対にやめましょう**。運転しながらスマートフォンを注視したり、スマートフォンを手に持って通話したりすると、周囲の危険を発見するのが遅れ、**歩行者や他の車に衝突**するおそれがあります。



※サポカーSは、自動ブレーキ及びペダル踏み間違い時加速抑制装置を装備した安全運転サポート車の略称です。